

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18542

研究課題名（和文）逆像概念を用いた法性決定理論再構築：数理モデルによる国際私法構造分析

研究課題名（英文）Tentative Mathematical Model of Choice-of-Law Rule

研究代表者

八並 廉（Yatsunami, Ren）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：20735518

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題の下では、国際私法の総論的研究の発展に寄与することを将来的な目標とし、数学的概念を用いて準拠法決定過程を記述することを可能にする数理モデルを提案することを試みた。特に、国際私法における「法律関係の性質決定（法性決定）」についての検討に主眼を置いた。写像・像・逆像の概念を用いた数理モデルを用いて、法性決定と送致範囲画定との関係はどのように説明できるかという総論的課題に取り組んだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、国際私法分野において数学的概念を用いる新しい分析手法を導入するものであり、学術的意義があるものと考えられる。法学において本研究のように数理モデルを活用する先行研究は未だ限定的であることを考慮すると、その意義は国際私法分野にとどまらない。また、本研究の成果は、国際的民商事紛争を解決するための法分野において、実務上も極めて重要な法性決定の問題を検討対象としていることから、社会的意義も有する。

研究成果の概要（英文）：As an exploratory research in the field of private international law, this research made an attempt for developing a mathematical model for depicting the function of choice-of-law rules. With the tentative mathematical model, this research especially worked on analyzing the legal theory of qualification in private international law.

研究分野：国際私法

キーワード：国際私法 準拠法 性質決定 写像

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際的な法律紛争を解決するためには、そこで問題となっている法的問題に適用すべき法がいずれの国の法かを特定することが必要になる。これは国際私法において「準拠法」の決定と呼ばれる問題である。

(2) サヴィニー型国際私法における準拠法決定規則は、基本的に、単位法律関係ごとに最密接関係地を指し示すのに適した連結点を設定するという方法で設計されている。日本において「法の適用に関する通則法」が定めている準拠法決定規則をみても、多くはこのサヴィニー型国際私法の構造を採用している。そのため、国際民事訴訟においては、法的判断を問われている問題が、法廷地の国際私法において、いずれの単位法律関係に含まれると解されるかが重要な問題となる。その判断によって、準拠法決定に用いられる規則が決定されるために、その後の紛争処理が方向づけられることになるからである。ある法的問題がいずれの単位法律関係に含まれるかという国際私法上の問題は、「法律関係の性質決定」又は「法性決定」の問題と呼ばれている。

(3) 法律関係の性質決定をいかなる基準に準拠して行うかという問いに対して、学説上は、国際私法独自説が通説とされているところであるが、総論的研究として法性決定理論の精緻化を目指す上では、残されている課題も少なくない。また、判例については、原則国際私法独自説に基づく処理をしようとしてつつ実際には実質法上の法概念の理解にも影響を受けている傾向があるように見受けられるとの指摘はあるが、一般論を明示する裁判例が少ないため、必ずしも定かではないとされている。

(4) また、従来、法律関係の性質決定は、送致範囲の画定と、連続的に把握すべき問題であることが指摘されてきたが(石黒一憲『国際私法〔第2版〕』(新世社2007年)195頁以下参照)、両者の関係を端的に説明することには未だ困難があるように見受けられる。例えば、送致範囲とは、単位法律関係の「枠」が準拠実質法平面へ「投影」されたものである、との比喩的表現による説明がなされることがある(国友明彦『国際私法上の当事者利益による性質決定』(有斐閣2002年)22-23頁参照)。法性決定と送致範囲確定の関係をどのように説明するかという問題は、国内外の国際私法学においてかなり以前から取り組まれてきた課題のひとつであるが、現在もお検討の余地があると考えられる。

(5) 以上から、国際私法上の法性決定については総論的研究によるアップデートが必要であると考えたのが、本研究の出発点であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題は、国際私法の総論的研究の発展に寄与することを将来的な目標とし、数学的概念を用いて準拠法決定過程を記述することを可能にする数理モデルの提案を目的としている。このような研究課題の設定は、法学分野では先例が限られている試みになることから、その実施のためには科学研究費・挑戦的研究(萌芽)の枠組みが最も適すると考えた。

(2) また、本研究期間においては、写像・像・逆像の概念を用いた数理モデルの作成に取り組み、その分析を通じて、法律関係の性質決定とは何かという問いや、法性決定と送致範囲画定との関係はどのように説明できるかという問いに対して検討を加えた。

3. 研究の方法

(1) 第1に、国際私法の立法例・学説・裁判例の分析を通じて、数理モデルの原案を作成する作業に取り組んだ(4.研究成果の(1)参照)。研究期間の前半では、国内の事例・アジア諸国の事例を中心に扱い、後半ではEU国際私法にも目配りしながら成果報告を行っている。

(2) 第2に、数理モデルの原案によって記述可能な準拠法決定規則と、そうでない準拠法決定規則とを整理する作業を通じて、当該モデルの限界や課題を洗い出す作業を行った。その作業の成果についても、国際カンファレンスにおける報告や論文により公表を進めている(4.研究成果の(2)以下参照)。

4. 研究成果

(1) まず、平成29年度においては、立法例・判例・学説の分析から、準拠法決定過程を記述するための数理モデルの原案を作成し、その成果の一部をとりまとめて国際カンファレンスに応募した。その結果、応募した研究報告が採択されたため、平成30年度に本課題の中間報告として成果公表することになった(4.研究成果の(2))。また、中間報告に向けて、当該数理モデル原案の課題を特定するために、国際私法分野の裁判例の分析も進めた。

(2) 平成30年度中においては、中間報告として成果の一部を国際カンファレンスで報告し、

外部からのコメントを仰いだ (Ren Yatsunami “Preliminary Study on Mathematical Model of Asian Conflict of Laws,” the 15th Asian Law Institute Conference, Seoul National University (SNU) School of Law, 10 May 2018)。

(3) この段階で、本研究は、準拠法決定過程の分析ツールとして、次のような数理モデルの原案を提示した。

写像・像・逆像の定義は次の通りである。

集合 X のどの要素に対しても、集合 Y の要素をただ 1 つ対応させる働き f が与えられるとき、 f を「(X から Y への) 写像」といい、 $f: X \rightarrow Y$ と書く。

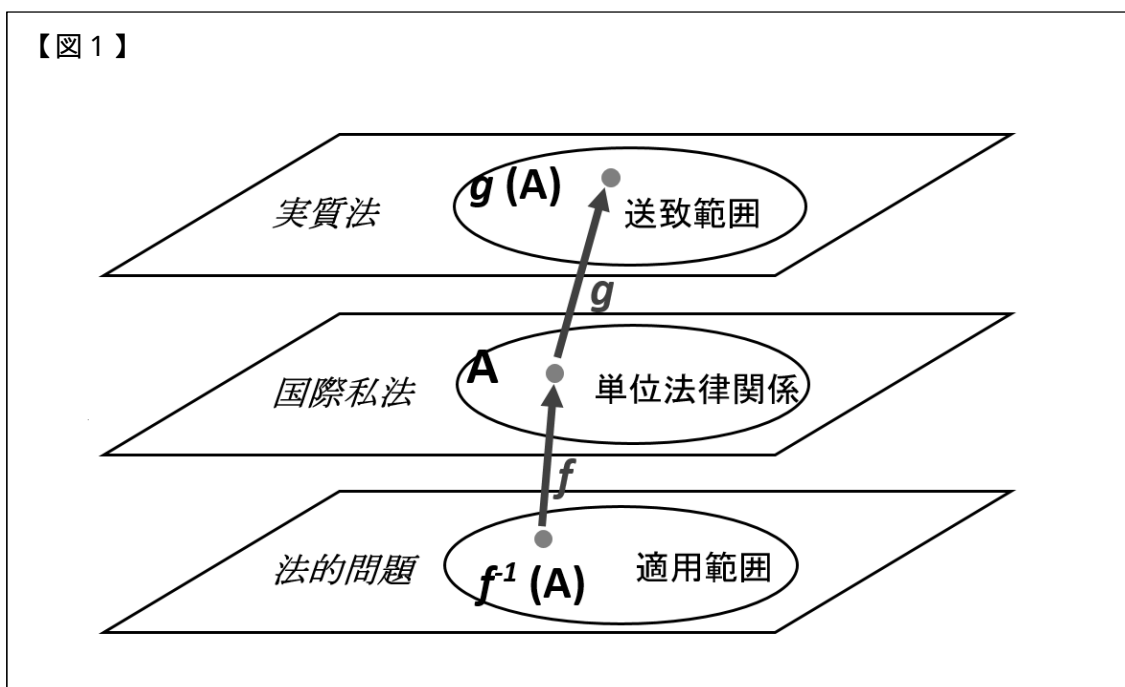
このとき、 X の部分集合 A に対して、 Y の部分集合 $f(A) = \{ f(x) \in Y \mid x \in A \}$ が、 A の f による「像」である。

また、 Y の部分集合 B に対して、 X の部分集合 $f^{-1}(B) = \{ x \in X \mid f(x) \in B \}$ が、 B の f による「逆像」である。

準拠法決定規則は、生活関係の中のある法的問題に対して、ある国の実質法規則を対応させる機能を有する規則である。

したがって、その機能は、写像[f :法的問題 国際私法]と写像[g :国際私法 実質法]とを用いて表すことができる (【図 1】参照)。

つまり、準拠法決定過程の全体は、 f と g の合成写像 [$g \circ f$] として把握される。



(4) 本研究課題の最終年度である令和元年度においては、以上の研究活動の総括として成果の公表を進めた。まず、最新の研究成果を整理し、国際カンファレンスにおける報告を実施した (Ren Yatsunami “Tentative Mathematical Model of Choice-of-Law Rule,” the 8th Journal of Private International Law Conference, the Ludwig-Maximilians-University Munich (LMU), 12 September 2019)。

(5) また、最終年度においては、本研究課題のもとでの成果を論文にとりまとめ、公表している (八並廉「準拠法決定過程の数理モデル化に関する試論」法政研究 86 巻 3 号 408-430 頁 (2019 年))。なお、この論文にも示しているが、本研究課題のもとで提案した数理モデルは、

条件付きで成立するものであり、現実に存在する準拠法決定規則のすべてを記述可能にするものではない。今後の研究においては、本研究 課題で構築した数理モデルの考え方を応用する研究も望まれる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 八並 廉	4. 巻 臨時増刊1518号
2. 論文標題 翻訳文添付のない訴状の直接送達に基づくカリフォルニア州判決の我が国での執行（東京高裁平成27年9月24日判決）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 平成29年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1518号）	6. 最初と最後の頁 314-315
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八並 廉	4. 巻 86(3)
2. 論文標題 準拠法決定過程の数理モデル化に関する試論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 408-430
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Ren Yatsunami	4. 巻 17
2. 論文標題 Comparative Review of Private Internatioanl Law in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Gdansk Journal of East Asian Studies	6. 最初と最後の頁 7-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4467/23538724GS.20.015.1213	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件／うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Ren Yatsunami
2. 発表標題 Tentative Mathematical Model of Choice-of-Law Rule
3. 学会等名 The 8th Journal of Private International Law Conference（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ren Yatsunami
2. 発表標題 Preliminary Study on Mathematical Model of Asian Conflict of Laws
3. 学会等名 15th Asian Law Institute Conference 'Law into the Future: Perspectives from Asia' (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ren Yatsunami
2. 発表標題 Japan's Challenges on the 1995 UNIDROIT Convention
3. 学会等名 International Conferences on Cultural Heritage Protection: Ratification and Implementation of the 1995 UNIDROIT Convention in Poland (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考